

子どもの心のケアハウス運営事業について

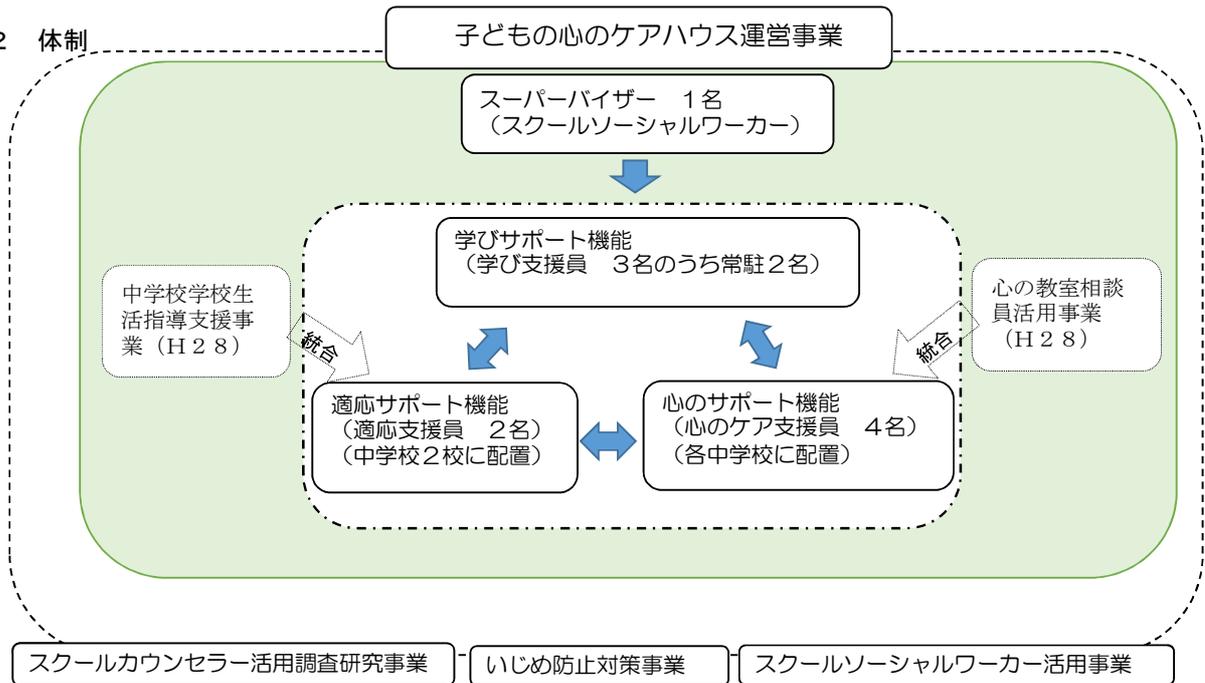
1 ねらい

近年、本市においては、小・中学校における不登校児童生徒の割合が全国平均を上回っている状況が続いていることから、早期の対応が求められている。

今回、不登校・いじめ・心のケア等の対策として、新たに「子どもの心のケアハウス」を設置し、既存の「中学校学校生活指導支援事業」及び「心の教室相談員活用事業」を包含した「子どもの心のケアハウス運営事業」を構築することにより、不登校児童生徒の割合の減少、保護者の不安解消及び児童生徒の居場所づくり等、支援体制の拡充を図るものである。

なお、宮城県のみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の補助金を活用して行う。

2 体制



3 今回の支援体制充実により期待される効果

- (1) 不登校、いじめ、心のケア等の対策に関する事業について、これまで以上に横の連携強化が図られる。
- (2) スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が子どもの心のケアハウスのスーパーバイザーを務めることで、既存のSSW活用事業との連携強化が図られる。
- (3) SSW活用事業については、現在の1名から2名体制とし、教育相談等の機能強化・充実が図られる。

4 子どもの心のケアハウス運営事業の内訳

10-01-02-032-004-07

新規事業	平成29年度予算	県補助金	一般財源
子どもの心のケアハウス運営事業	17,980千円	17,680千円	300千円

【補助事業名】みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金

経費費目	内容等	申請予定額	補助率及び限度額
人件費	スーパーバイザー、コーディネーター費用	9,000千円	10/10 限度額 9,000千円
施設整備費	施設改修費、備品購入費	4,000千円	10/10 限度額 6,500千円
施設借上経費	民間施設賃借料	3,600千円	10/10 限度額 3,600千円
維持管理費	光熱水費、通信運搬費、消耗品等事務費	600千円	2/3以内 限度額 600千円
事業経費	交通費、印刷製本費	480千円	10/10 限度額 2,000千円
		17,680千円	限度額 21,700千円

※ 施設整備費については、初年度のみ補助対象となる。